

令和6年第3回 北海道議会定例会 予算特別委員会（保健福祉部所管） 開催状況

開催年月日 令和6年9月24日（火）

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 子ども応援社会推進監 野澤 めぐみ

子ども政策局長 森 みどり

子ども成育支援担当課長 中村 浩

地域医療課医療参事 大原 宰

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 妊産婦安心出産支援事業について</p> <p>（一）出産可能な医療機関の所在する自治体数及び推移について</p> <p>道内で出産可能な医療機関の所在する自治体数及び10年間の推移をまずお示しください。</p> <p>初産、経産両方出産できる場所は、24の市町しかなくなっているわけです。</p> <p>（二）妊産婦安心出産支援事業の事業概要、実績等について</p> <p>妊産婦安心出産支援事業は2000年から始まりました。2020年度（令和2年度）に、自宅から医療機関までの距離別単価に制度改正されて、健診を受ける方や出産される方が3,618名利用されていました。翌21年度は3,292名となっておりますけれども、2022、2023年度までの実績及び決算額をお示し願います。取組み市町村数も併せてお答えください。</p> <p>（三）事業の評価及び現状の課題について</p> <p>改めて伺って、利用者が激減していることを痛感しました。昨年度までの事業成果の評価を伺うとともに、事業の範囲や回数、補助額等について十分とお考えだったのか、伺います。</p>	<p>（地域医療課医療参事）</p> <p>分娩実施医療機関の所在する自治体数についてであります。道では毎年、道内の産科・産婦人科標榜医療機関に対し分娩状況等の調査を実施しておりまして、これに基づき、分娩を実施している医療機関が所在する自治体数を集計した結果では、平成26年度は32、27年度から28年度は30、29年度は32、30年度から31年度は29、令和2年度から4年度は28、5年度は27となっております。このうち、経産婦のみ分娩可能な医療機関の所在する自治体数は、令和5年度で3となっているところでございます。</p> <p>（子ども成育支援担当課長）</p> <p>妊産婦安心出産支援事業の実績等についてであります。この事業は、妊産婦健康診査受診時と出産時の交通費等を助成するものであり、自宅から最寄りの医療機関までの距離が、25kmを超える妊産婦の方々に対しては交通費を、50kmを超える妊産婦の方々に対しては交通費に加えて宿泊費を助成しています。</p> <p>令和4年度は、健診時については1,937人、出産時については1,112人に助成しており、決算額は11,879,564円、令和5年度は、健診時については1,830人、出産時は1,036名に助成しており、決算額は11,044,900円でありました。</p> <p>また、本事業を活用し助成事業を実施している市町村数は、令和4年度は、102市町村、令和5年度は104市町村となっております。</p> <p>（子ども成育局長）</p> <p>事業の評価等についてであります。この事業で対象とする交通費は、距離については、妊産婦が通院する際に、移動に要する時間が30分を経過する頃から不安が増大する傾向があるといった調査結果なども参考にしたものであり、補助基準額については、道が、同様に交通費助成を行う事業の基準額を勘案したところでございます。</p> <p>また、妊産婦の方々の健康管理に資するよう、国が基準で定める健診回数を補助の対象としたところでございます。</p> <p>分娩を取り扱う医療機関が減少する中、昨年度まで、毎年1000名を超える妊産婦の方に給付を行っていること、実施市町村数も、事業開始当初の66市町村から、令和5年度には104市町村と増加していること、令和6年</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 国の事業の活用について</p> <p>そうは言っても、2021年度の3,000人以上に比べると利用者が激減しています。国の方も、妊婦に対して交通費、宿泊費等の助成を行うことで、妊婦の経済的負担の軽減を図るとして、4月から新たな事業を開始したと、今、答弁にあったとおりです。その目的をお聞きするとともに、道は、国の助成事業を活用し、どう事業に反映させてきたのでしょうか。併せて伺います。</p> <p>(五) 利用回数の上限定について</p> <p>先ほど、経産婦のみの分娩を扱っているところ(医療機関)は、紋別と根室と別海なのですけれども、そのうちの広域紋別病院にお話を伺って参りました。この妊産婦安心出産支援事業は、良い事業だと評価をする一方で、分娩予定が遅れ宿泊数が伸びた場合、妊婦健診の通院回数が道の規定回数を上回った場合は、補助の対象外となると、制度の拡充をご承知なかったのかも知れないのですが、現状の規定はどうなっているのでしょうか。</p> <p>(指摘等)</p> <p>拡充したとは言え、私は上限なくした方が良く考えております。制度拡充の周知は徹底していただきたいと申し上げたい。</p> <p>(六) 上限設定の根拠及び上限設定の見直しについて</p> <p>自然分娩の場合、陣痛間隔が短くなるまで入院できず、予定日前、陣痛前に病院近くで待機し始めるわけです。人によって居住地からの距離も違い、出産までの経過もひとりひとり違うわけですから、当然待機日数も変わってきます。出産経過は自己責任ではありません。道が日数制限を設けている、合理的理由を説明できるのでしょうか。安全な出産のための待機宿泊は、助成対象として当然であり、上限設定を見直すべきだと考えます。それとも道は必要も無いのに不当に長く前泊する妊婦がいるとお考えなのですか。お考えを伺います。</p> <p>宿泊数の申請数を聞いて、上限を撤廃してもさほど大きな予算の増にはならないと、それよりは、安心して産んでいただくための制度改正をした方が良くと痛切に感じました。</p>	<p>度からは、国も同様の趣旨の事業を開始したことなどから、本事業については、妊産婦の方々の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産むことができる環境づくりの推進に、一定の効果があるものと認識してございます。</p> <p>(子ども成育支援担当課長)</p> <p>国の事業についてであります。地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現することを目的として、令和6年度に新たに始まった事業であり、最寄りの分娩可能な医療機関までの距離が片道概ね60分以上の妊婦の方に対して、出産のための交通費と宿泊費の一部を補助するものです。</p> <p>道では、本年度から国の事業を活用し、国の事業の補助対象となる住所地から最寄りの分娩可能な医療機関までの距離が50km以上の妊婦の方々に対する交通費及び宿泊費の補助基準額を、北海道職員の旅費規程に定める額まで拡大を図るとともに、宿泊数の上限を5泊から14泊に拡大したところです。</p> <p>(子ども成育支援担当課長)</p> <p>補助基準額についてであります。健康診査については、国が示している「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に準じて、交通費の補助回数を14回までとし、また、出産のための宿泊費については、14泊までとしているところです。</p> <p>出産予定日が遅れていることなどにより、補助基準を超えた場合、基準を超える部分については、道の補助事業の対象外となります。</p> <p>(子ども成育支援担当課長)</p> <p>宿泊日数の設定についてであります。妊産婦安心出産支援事業において補助対象とする出産入院前の宿泊数は、これまで5泊を上限とし、令和5年度は、1泊の申請が1件、2泊の申請が1件、5泊の申請が5件となっており、上限である宿泊数の申請が最も多い状況でした。</p> <p>今年度からは、国の補助事業に準じて5泊から14泊に拡充したところであり、事業の実績を分析し、引き続き、適切な事業運営に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 支給額の実態把握について</p> <p>全道各地で宿泊費が上がっています。交通費も上昇しています。補助規程が実際の宿泊金額の実態に合っていないという声をお聞きしております。道は実態をどう把握し、金額設定しているのでしょうか。実費との乖離はないのか伺います。</p> <p>(八) 宿泊税の対象除外について</p> <p>道が同様に交通費を助成する事業と言うことで、不妊治療費等助成事業や腎臓機能障がい者通院交通費助成金のことだと思うのですが、これらも一緒に見直した方が良いと思います。実費に合うように補助した方が良く思うわけです。</p> <p>これは、観光振興ではありません。命を守り、命を生み出すことです。しかし、道は今後、出産を控えた宿泊であっても宿泊税を徴税しようとしています。安心出産支援事業の対象者である妊産婦に対する宿泊税の負担は妥当とお考えになりますか。事業実施部局として意見を上げるべきと考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>【知事総括】</p> <p>それで納得しては駄目ですよ。何のために助成事業を行っているのですか。これは、知事にきちんと聞かないといけないと私は確信しました。</p> <p>(九) 実費支給への見直しについて</p> <p>道職員等の旅費に関する条例は、既に改定され、「旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上困難と認める場合には、その必要とする旅費を支給することができる」とし、実費支給ができるよう調整を行っているんです。道職員の旅費規程と遜色なくこちらの事業も見直していく必要があると思うんです。安心出産支援事業は現状市町村が上乘せしているところもあります。道の事業が不十分だからです。市町村とも連携し、少なくとも道職員等の旅費に関する条例同様、実費支給を可能とする、あるいは、それを基準として補助するように改善すべきではないでしょうか。</p> <p>【知事総括】</p> <p>産婦人科病院の集約というのは、道の方針でもあるわけです。だから、遠隔地から通院しなければいけない事態になっているわけです。先ほども申し上げましたが、いずれの事業も命に関わる事業であって、観光振興のために税金を使う、その目的のために集められる税金を、なぜ、この人たちが納めなければならないのか、非常に不思議でなりませんので、このこと含めて、事業の拡充と併せて知事に伺いたいと思います。</p>	<p>(子ども成育支援担当課長)</p> <p>支給額についてであります。妊産婦安心出産支援事業は、助成申請に係る妊産婦の方々の事務負担を軽減するため、定額支給による事業として実施しています。</p> <p>補助基準額については、道が、同様に交通費助成等を行う事業の基準額を勘案して設定しているものです。</p> <p>(子ども成育支援担当課長)</p> <p>道が検討している新税についてであります。現在、担当部局において、新税の制度設計の議論が行われており、妊産婦安心出産支援事業の宿泊費助成への適用について、これまで、当該部局と調整を行ってきたところで、</p> <p>新税については、受益と負担との関係が明確となる法定外目的税の性格を考慮し、宿泊者の受益という点で関連性が整理できる施策に充当するという原則的なルールが示されており、税の原則である公平性の観点も踏まえ、宿泊の目的に関わらず、原則としてすべての宿泊行為に課税することとされているところです。</p> <p>(子ども応援社会推進監)</p> <p>妊産婦安心出産支援事業についてであります。この事業は、産科医療機関の地域偏在が課題となる中、身近な地域に分娩可能な産科医療機関がない妊産婦の方々の経済的負担や不安を軽減することを目的として、道と市町村が連携し、交通費や宿泊費の一部を助成するものです。</p> <p>平成28年度の事業開始以降、段階的に助成対象等を拡大してきたところでございまして、今年度は、国の補助事業を活用しながら出産に係る交通費や宿泊費の補助基準額や宿泊日数を拡充いたしました。</p> <p>申請に係る妊産婦の方々や市町村の事務負担を軽減し、積極的な利用につなげるため、定額支援としていただいております。今後とも、事業の効果や課題、妊婦の方々を取り巻く環境の変化、支援を実施する市町村の意見を伺うなどしながら、どこに住んでいても安心して、安全に出産できる環境の整備に向けて取り組んでまいります。</p>